

特定非営利活動法人 萩テレワーク協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 萩テレワーク協会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県萩市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、視聴覚障がい者及び広く一般市民や団体に対して、障がい者に対する情報保障や未来を担う子どもたちの育成、テレワークによる働き方改革、普及などまちづくりの促進を図り、活気ある地域形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 視聴覚障がい者など情報保障に関する研究・開発・運用・情報提供に資する事業
- (2) テレワークによる働き方改革・普及・運用・環境の向上に資する事業
- (3) 観光を含む地域魅力の発掘・発信に資する事業
- (4) 子どもたちの文化活動への拡充を図るクラブ運営に資する事業
- (5) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員、賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員、賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 団体たる会員は、団体の代表者として本法人に対して、その権利を行使する1名を定め理事長に届けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 故意又は、重過失により災害又は、業務上の事故を発生させ、この法人に対して多大なる損害を与えたとき。

(入会金、会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上とする。
- (2) 監事 1人以上とする。
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員を置く場合は、理事長がこれを任免する。

(アドバイザー)

第21条 この法人にはアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事会に対して助言・提言をすることができる。
- 4 アドバイザーに関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 5 アドバイザーは総会及び理事会における議決権を有しない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第54条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 部会、事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 総会を招集する者は、総会を場所の定めのない総会とすることができる。この場合、前項に定める通知については、場所を代えて、総会を場所の定めのない総会とする旨及び総会に出席するために必要な事項を通知するものとする。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会できない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所(当該場所に存しない社員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)(場所の定めのない総会であったときは、日時、場所の定めのない総会であった旨及び出席者の出席の方法。)
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会を場所の定めのない理事会とすることができる。この場合、前項に定める通知については、場所を代えて、理事会を場所の定めのない理事会とする旨及び理事会に出席するために必要な事項を通知するものとする。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所(当該場所に存しない理事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)(場所の定めのない理事会であったときは、日時、場所の定めのない理事会であった旨及び出席者の出席の方法。)
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者がある場合、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 部会等

(部会等)

第40条 この法人は、業務企画の推進のために、各種部会等を設置することができる。

- 2 部会の設置並びに運営等に関する規定は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 事務局

(設置及び職員の任免)

第41条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名、及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

(組織及び運営)

第42条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第 4 5 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 4 6 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 4 7 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

（事業計画及び予算）

第 4 8 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 4 9 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第 5 0 条 予備超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 5 1 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 5 2 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 5 3 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の決議により選定した団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 58 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第 12 章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 田窪 日出男
理事 仁井 以津子
理事 藤田 佳子
監事 町田 裕美
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 53 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

個人	入会金	0 円	年会費	0 円
団体	入会金	0 円	年会費	30,000 円

(2) 賛助会員

個人	入会金	0 円	年会費	一口 10,000 円 (一口以上)
団体	入会金	0 円	年会費	一口 50,000 円 (一口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人 萩テレワーク協会

役職名	(ふりがな) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たくぼ ひでお 田窪 日出男		無
理事	にい いづこ 仁井 以津子		無
理事	ふじた よしこ 藤田 佳子		無
監事	まちだ ゆうみ 町田 裕美		無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

- 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

特定非営利活動法人萩テレワーク協会は、視聴覚障がい者の方たちの日常生活での情報保障の確立と地方創生の一環であるICTを活用したテレワークの普及、運用、そして未来を担う子どもたちの多様な文化活動を推進することにより、活気あるまちづくりをめざしていきます。

地方では人口減少や高齢化に伴い「労働力不足」「働く場所、働き方の多様性の低下」「子どもたちの発達環境」など厳しくなっている状況です。

また地域経済構造の変化にともなう所得格差や労働環境の厳しさ、生活のゆとりのなさ、モラル低下は社会全体に未来に対する閉塞感をうみ、子どもたちを含む市民に暗い影を落としています。視聴覚障がい者に対しても総務省の「情報バリアフリー環境の整備」により、視聴覚障害者向け放送の普及促進が始まりましたが、昨今の映像、音声提供方法はテレビ放送のみならず、DVDやネット動画配信等多様化しており、これらすべてに字幕付与などの対策を取ることは困難な状況にあります。

こうした中、2016年4月より施行された「障害者差別解消法」で映画、動画若しくはホームページ等、障害者、高齢者などの社会的弱者の日常生活、社会生活をカバーする幅広い分野で情報保障が必須になっている昨今、ハード面は進みつつあっても、ソフト面でのバリアフリー化はなかなか進展していません。

このような時代だからこそ、心揺さぶられる文化との出会い、驚き、感動を分かち合う体験、障がいの有無や年齢を超えた交流などを通して視野を広げ、感性豊かな人間形成が地域には必要となってきます。

私たちは、任意団体として実践してきた活動や事業を更に地域に定着させ、継続的に推進していくことと、活動を広げていくために他地域との行政や関連団体との連携を深めていく必要があることから、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えました。

将来的に子どもとおとなのパートナーシップ、地域の諸団体、NPO、行政、企業などとのネットワークや協働を通して、心と生活が豊かに育つ地域社会をつくっていきたいと考え、特定非営利活動法人萩テレワーク協会を設立します。

2 申請に至るまでの経過

私は平成23年に広島県が実施した「ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業」に参画し、テレワーカーの育成から業務開拓・運用までをサポートしてきました。

また同時期に聴覚障がい者用字幕制作にも携わり、障害福祉分野での情報保障の重要性も認識しました。

その後、放送関係や関連団体などと連携しながら、聴覚障がい者用字幕制作業務を全国でも珍しいテレワーク業務として確立させてきました。

テレワークと聞くとパソコン技術が高くないとできないと思われる方が多いのも事実ですが、広島ではパソコン初心者でも字幕制作テレワーカーとして育成した実績があるように、それほど難しいことではありません。

2025年1月に萩市に拠点を移し、個人事業として活動を開始。

現在、萩市にてテレワーカー育成、バリアフリー上映会実施などを展開しています。

来年度は行政と連携したテレワークの普及、推進活動、視聴覚障がい者の情報保障の強化と新しく新設する中学生部活動地域移行ICT活用した自宅参加型文化クラブを計画しています。このような背景から、信用取引、法的ハードルや資金面を考えNPO法人化を検討しました。

2025年10月25日

特定非営利活動法人 萩テレワーク協会

設立代表者

氏名 田窪 日出男

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人萩テレワーク協会

1 事業実施の方針

- ・離島、中山間地域など萩市全体のテレワーク推進活動及び業務拡大を実施
- ・中学生部活動地域移行の新クラブ設立

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 視聴覚障がい者など情報保障に関する研究・開発・運用・情報提供に資する事業	・聴覚障がい者用字幕、視覚障がい者用音声ガイド、手話映像制作 ・聴覚障がい者用字幕、視覚障がい者用音声ガイド、手話映像制作者養成 ・バリアフリー上映会 ・制作者スキルアップセミナー	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 40 人	(D) 視聴覚障がい者、高齢難聴者 (E) 不特定多数	合計 7,628
② テレワークによる働き方改革・普及・運用・環境の向上に資する事業	・テレワーク業務開拓・運用・管理 ・テレワーカー育成 ・テレワーク普及活動 ・テレワーク環境整備	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 5 人	(D) テレワークに関心ある市民 (E) 不特定多数	合計 307

③ 観光を含む地域魅力の発掘・発信に資する事業	・観光映像などへの英語字幕などバイリンガル対応 ・地域の情報をネットラジオ配信	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 2 人	(D) 観光・地域情報発信に関心のある市民 (E) 不特定多数	合計 60
④ 子どもたちの文化活動への拡充を図るクラブ運営に資する事業	・中学生部活動地域移行に対する ICT 活用クラブ「はぎラボ」運営、管理	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 5 人	(D) ICT クラブに関心のある市内中学生 (E) 800 人	合計 365

2027 年度の事業年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人萩テレワーク協会

1 事業実施の方針

- ・テレワーク業務拡大
- ・中学生 ICT クラブ「はぎラボ」の運用を他地域へ展開し、子どもたちの視野の幅を広げさらなる育成活動を実施

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 視聴覚障がい者など情報保障に関する研究・開発・運用・情報提供に資する事業	・聴覚障がい者用字幕、視覚障がい者用音声ガイド、手話映像制作 ・聴覚障がい者用字幕、視覚障がい者用音声ガイド、手話映像制作者養成 ・バリアフリー上映会 ・制作者スキルアップセミナー	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 80 人	(D) 視聴覚障がい者、高齢難聴者 (E) 不特定多数	合計 10,655
② テレワークによる働き方改革・普及・運用・環境の向上に資する事業	・テレワーク業務開拓・運用・管理 ・テレワーカー育成 ・テレワーク普及活動 ・テレワーク環境整備	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 5 人	(D) テレワークに関心ある市民 (E) 不特定多数	合計 425

③ 観光を含む地域魅力の発掘・発信に資する事業	・観光映像などへの英語字幕などバイリンガル対応 ・地域の情報をネットラジオ配信	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 2 人	(D) 観光・地域情報発信に関心のある市民 (E) 不特定多数	合計 105
④ 子どもたちの文化活動への拡充を図るクラブ運営に資する事業	・中学生部活動地域移行に対する ICT 活用クラブ「はぎラボ」運営、管理 ・他の地域連携	(A) 通年実施 (B) 萩市 (C) 5 人	(D) ICT クラブに関心のある市内中学生 (E) 800 人	合計 490

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人萩テレワーク協会

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	300,000		
.....		330,000	
2 事業収益			
映像字幕・音声ガイド制作事業収益	8,400,000		
スキルアップセミナー事業収益	40,000		
テレワーク業務普及・運用事業収益	180,000		
テレワークセミナー事業収益	10,000		
地域情報発信事業収益	33,000		
ICTクラブ「はぎラボ」運用事業収益	132,000		
.....		8,795,000	
経常収益計			9,125,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	7,500,000		
印刷製本費	150,000		
広告宣伝費	50,000		
旅費交通費	40,000		
車両燃料費	25,000		
通信運搬費	50,000		
ライセンス使用料	250,000		
消耗品費	40,000		
新聞図書費	20,000		
保険料	30,000		
支払手数料	30,000		
会場使用料	10,000		
ソフトウェア使用料	165,000		
その他経費計	8,360,000		
事業費計		8,360,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
賃貸料	270,000		
水道光熱費	180,000		
業務委託費	100,000		
印刷製本費	10,000		
通信運搬費	20,000		
消耗品費	50,000		
租税公課	3,000		
支払手数料	10,000		
会費	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	663,000		
管理費計		663,000	
経常費用計			9,023,000
当期経常増減額			102,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
2 法人税・住民税及び事業税		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			102,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			102,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2027年度の事業年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人萩テレワーク協会

(単位:円)

科目		金額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	100,000		
.....		160,000	
2 事業収益			
映像字幕・音声ガイド制作事業収益	12,000,000		
スキルアップセミナー事業収益	60,000		
テレワーク業務普及・運用事業収益	300,000		
テレワークセミナー事業収益	100,000		
地域情報発信事業収益	60,000		
ICTクラブ「はぎラボ」運用事業収益	200,000		
.....		12,720,000	
経常収益計			12,880,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	10,600,000		
印刷製本費	200,000		
広告宣伝費	75,000		
旅費交通費	60,000		
車両燃料費	30,000		
通信運搬費	50,000		
ライセンス使用料	250,000		
消耗品費	60,000		
新聞図書費	20,000		
保険料	45,000		
支払手数料	45,000		
会場使用料	15,000		
ソフトウェア使用料	225,000		
その他経費計	11,675,000		
事業費計		11,675,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
賃貸料	270,000		
水道光熱費	180,000		
業務委託費	400,000		
印刷製本費	15,000		
通信運搬費	35,000		
消耗品費	50,000		
租税公課	3,000		
支払手数料	15,000		
会費	10,000		
雑費	20,000		
その他経費計	998,000		
管理費計		998,000	
経常費用計			12,673,000
当期経常増減額			207,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
2 法人税・住民税及び事業税		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			207,000
前期繰越正味財産額			102,000
次期繰越正味財産額			309,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。